

令和 3 年度九州国立博物館交流イベント運営業務委託 仕様書

年度を通して、九州国立博物館（以下「当館」という。）が主催するイベント及び持込み企画（共催・貸館等）等について、企画立案・制作・運営等の全体プロデュースに関する次の業務を委託する。

はじめに ～これまでの取り組みとイベント企画運営方針～

当館は平成 17 年 10 月 16 日の一般公開以来、従来の博物館にない親しみのある博物館を目指し、展示活動はもちろんのこと、各種イベントの実施に積極的に取り組んできた。具体的には、ミュージアムコンサートやカフェコンサート、茶室での茶道体験等を定期的に継続して開催してきた。

また、外部主催者による持込み企画として、神楽公演や吉野ヶ里 Days など国内の伝統芸能や歴史に触れられるイベントが数多く開催され、毎年の恒例として楽しみにされている固定ファンもいる。さらに、平成 29 年 4 月から夜間開館（毎週金曜・土曜日に開館時間を 20 時まで延長）をスタートし、夜間も楽しめるイベントを実施してきたところである。

しかしながら、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みによる内容や場所の制限があったため、計画していた各種イベントが十分にできない結果となった。

今後新型コロナウイルスの感染状況は不明であるが、いずれにせよ、令和 3 年度においては、過去の実績を活かすとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしっかりと行いながら、安全で安心して楽しめる場所として足を運んでいただけるような斬新で魅力的なイベントを実施（誘致）していく必要がある。

（補足事項）

- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、令和 3 年度に計画したイベントの中止、延期又は内容の大幅な変更を行うことがある。
- ・令和 3 年度の夜間開館を行う日程については、当面、特別展が開催される期間の金曜日及び土曜日を予定。
- ・ミュージアムホールは、令和 3 年 5 月（予定）まで利用できない。

【イベント企画運営方針】

- ・イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策について、国や県、各種ガイドラインに沿って行い、当館が安全で安心して楽しめる場所として定着させる。
- ・新規ファンの獲得のみならず、新型コロナで足が遠のいていた従来からのファンの来館を呼び戻す。
- ・来館できない人も楽しめるインターネット配信を利用したイベントを実施する。
- ・太宰府地域と連携したイベントや太宰府天満宮（参道）、だざいふ遊園地の来訪者を当館へ誘導するイベントを実施する。

- ・当館の特集展示（特別展ではない）と関連するイベントを企画するなど、文化交流展示室（４階）へ誘導するイベントを実施する。

1 委託期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

2 委託業務内容

（１）主催イベントの企画立案・運營業務（企画立案、企画書作成、出演者等との調整、スケジュール管理、広報、設営・撤収、技術スタッフ・必要機材等の手配、運営マニュアル作成、会場整理、イベントに係るクレーム対応等を含む。）

①インターネット配信を利用したイベント（年１回以上）

様々な要因で来館できない方でも楽しめるイベントをネット上で実施する。定期配信、随時配信を問わない。当館の広報や所蔵品の紹介のみを目的とするものは対象外とする。

②夜間開館イベント（年１回程度）

夜の博物館を効果的にPRするものになっているか。

③若年層をターゲットとしたイベント（年１回程度）

上記②と併せて日中の主な客層（親子連れや高齢者）とは異なる世代（20代～30代）をターゲットとし、当館の新しい楽しみ方を提案できる内容があれば企画すること。

④日本の文化・芸能の振興に寄与するイベント（年２～３回程度）

例えば人形浄瑠璃や寄席などのイベント

⑤地域連携イベント（年２回程度）

自治体や太宰府天満宮、観光協会等と連携したイベント

⑥きゅーはくミュージアムコンサート（年２回程度）

ミュージアムホール及びエントランス等を活用したコンサート等

⑦季節イベント（年３回程度）

クリスマスや正月、桜花等の季節イベント

⑧スポーツの振興に関するイベント（年１回）

東京 2021 オリンピック・パラリンピック開催を契機としたスポーツの振興に関するイベント

⑨茶室を活用したイベント（年８回程度）

初心者向け茶道体験や親子で参加できる茶道体験は継続し、この回数に含むこと。

（２）興行イベント誘致業務

有料コンサートなど興行イベントの誘致

ただし、施設利用料については関係条例・規則により原則徴収する。

（３）当館が独自に企画を依頼するイベント

県の事業などの関連イベントを急ぎょ当館でも実施することになった場合、本委託業務の一環として依頼することがある。

(4) 特別展関連併催イベント等の事前打合わせ・設営撤去の立会・実施支援業務等

特別展や特集展示(4階文化交流展示室内)の関連イベント(記念講演会、ミュージアムトーク等)の実施支援等

(5) 持込み企画等の事前打合わせ・設営撤去の立会・運営に関する助言、実施支援業務等

(参考) 例年実施のイベント(主なもの)

① きゅーはくカフェコンサート(年6回程度)

福岡女子短期大学音楽科学生によるコンサート

② 博多祇園山笠「飾り山笠」の展示(例年8月～翌年3月)

③ 九博子どもフェスタ(年1回、2月頃)

主催：九州国立博物館を愛する会、九博ボランティア

(6) イベント事務局の設置(担当者の配置については4のとおり)

(7) イベント会議の運営(月1回程度)

(8) イベント実施報告書の作成

(9) イベント保険への加入

(10) その他当館のイベント等に必要な業務(当館と受注者で協議し決定する。)

3 当館の業務

(1) 主催イベント内容の最終決定

(2) 主催者として相手方との折衝・交渉業務

(3) 持込み企画等の開催可否の決定

(4) 持込み企画等の事前打合わせの設定

(5) イベントに関する県政記者クラブ等への情報提供

(6) 当館ホームページ、広報誌等によるイベントの告知

(7) イベント事務局の執務室及び什器備品(机、椅子、ホワイトボード、プリンター、台車、電源ドラム等)の提供

(8) 倉庫(看板類などの保管のため)の提供

(9) 会場備付けの音響、照明、映像機材等の提供

4 イベント事務局

(1) イベント事務局には、以下の担当者等を配置すること。

① イベントディレクター(1ポスト)月2日程度

・ 主催イベントの企画立案

・ 主催イベントのディレクション

・ 持込み企画及び興行イベントの誘致

② イベント運営担当者（1 ポスト）週 3 日程度

※9 時から 17 時（夜間開館時は 20 時まで）を基本の勤務時間とする。

- ・ 主催イベントの運営
- ・ 特別展関連併催イベント及び持込み企画の運営支援
- ・ 当館の監視、案内、施設管理、清掃等の受託業者との連絡調整
- ・ 職員不在時の問い合わせ対応等
- ・ 下記③ホール管理担当者兼オペレーター不在時の職務代行

③ ホール管理担当者兼オペレーター（1 ポスト）週 2 日程度

※9 時から 17 時（夜間開館時は 20 時まで）を基本の勤務時間とする。

- ・ 主にミュージアムホール内の音響照明設備の管理、主催イベント及び持込み企画等における音響照明の操作（持込み企画等において音響又は照明オペレーターが 1 名を越えて必要となる場合は、主催者に対し別途請求を行い、本委託業務には含まないこと。）
- ・ 上記②イベント運営担当者不在時の職務代行

④ 茶室管理指導担当者（茶道経験者）（1 ポスト）週 3 日程度

- ・ 茶室の管理、清掃
- ・ 主催イベントにおける茶道指導
- ・ 貸館等利用者に対する指導（事前打合せも含む）、利用後の確認
- ・ 当館の来賓に対する呈茶接客

（2）留意事項

- ① 主催イベントの企画立案に当たっては、当館と十分に協議すること。
- ② 主催イベントの運営に当たっては、当館の職員だけでなく、当館ボランティア及び当館支援団体等との連携、協力に努めること。
- ③ イベントの運営に当たっては、当館の監視、案内の受託業者や特別展の主催者・運営者等と連携を密にし、来館者誘導、VIP 対応、マスコミ対応、救護・身体障害者等要支援者への対応、混雑時又は緊急時の対応など様々な事態に対する万全の対策を施すこと。
- ④ イベントの運営に当たっては、来館者の安全性を最優先に、利便性・快適性を心がけ、万一事故が起きた場合に迅速かつ適切な対応が取れるよう危機管理体制を確立すること。特に、コロナ下のイベント企画運営に当たっては、国や県、各種ガイドラインに沿った感染防止対策の取組みを実施すること。
- ⑤ 持込み企画等の運営支援に当たっては、当館の規定やルールを主催者に遵守させること。
- ⑥ 当館は、博物館施設であることから、イベントの実施に当たり一般的な施設とは異なる条件・制約があること。イベントの企画・運営のみならず、設営や撤去、スタッフの入退館、荷物の搬出など様々な場面で博物館施設としてのルールが適用されるので留意すること。

(一例)

- ・文化財を害虫から守るため、不適切と判断した物(たとえ生花一輪でも)は持込みができないこと。
- ・館内での飲食は、1階カフェエリア、研修室、和室、控室以外はできないため、企画する際は注意すること。

5 その他

- (1) この仕様書に詳細を定めない事項であっても、運營業務の経験上必要と思われる事項については委託内容に含まれるものとする。
- (2) この仕様書に定めない大幅な変更事項が発生した場合は、受注者と発注者双方が協議し、発注者が指示する。